

平成25年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成25年12月24日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町税条例の一部改正について
第55号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第57号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第58号議案 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）
第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）
第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第61号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
陳情第3号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第4号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求め
る陳情書
陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために
市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出に
ついて
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 池田久男君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 浅井武光君
16番 大嶽弘君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君

住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教育長	小野伸之君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 予防防災課長	齋藤正敏君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名
事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、8番 酒向弘康君、9番 水野千代子君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第54号議案から第61号議案までの8件と陳情第3号から陳情第7号までの5件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

11番、笹野康男君。

〔11番 笹野康男君 登壇〕

○11番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

委員長報告ですけれども、書面の朗読をもって報告とさせていただきます。

総務委員会審査結果報告書

平成25年12月24日

議長 大嶽 弘様

委員長 笹野康男

平成25年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第54号 幸田町税条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町火災予防条例の一部改正について。消防法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出15款（20項を除く）・50款。第1条、歳入全部1,960万円追加、歳出15款総務費（20項を除く）200万円追加。5款消防費420万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 笹野康男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） おはようございます。

産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

平成25年12月24日

議長 大嶽 弘様

委員長 酒向弘康

平成25年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に読み上げます。

第57号 幸田町営住宅条例の一部改正について。延滞金の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第59号 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）。幸田町地域振興施設「道の駅筆柿の里・幸田」の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出35款・40款・45款。第1条、歳出35款農林水産業費450万円減額、40款商工費20万円追加、45款土木費90万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 文教福祉委員会審査結果報告書の朗読をもって報告をいたします。

平成25年12月24日

議長 大嶽 弘様

委員長 丸山千代子

平成25年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第56号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第58号 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）。特別養護老人ホームつつじヶ丘用地を処分することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第60号 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出15款（20項）・20款・55款、第2条。第1条、歳出15款総務費（20項）610万円追加、20款民生費700万5,000円追加、55款教育費370万円追加。第2条、繰越明許費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第61号 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。第1条、歳入歳出281万7,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第3号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。国、県等に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策の拡充を求める意見書の提出及び市町村の福祉施策等の充実を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第4号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める陳情書。国に対し、介護保険要支援者の保険給付外しをせず、保険給付を継続することを求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。国に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書。愛知県に対し、私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書。私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、私立高校生に対する現行の市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第54号の幸田町税条例の一部改正についてであります。今回の改正に伴って損益通算、これを税法の中に取り入れていくという内容もあります。この

損益通算というのは、いわゆるアベノミクスの経済対策という形の中で、基本的には損益通算で恩恵を受ける人はお金持ちに、富裕層に、そういうところに実質的には絞られてくる損益通算という制度、この損益通算について、委員会でどのような御審議があったのか、説明・答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、総務常任委員長。

○11番（笹野康男君） 今の第54号の幸田町税条例の一部改正についてでありますけれども、委員会での質疑は一切ございませんでした。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ない物ねだりはするつもりはございません。

ただ、こうした中で、この税条例の関係からいけば、先ほどの損益通算もそうですが、金融商品の一本化という形で、分離課税、あるいは選択というような形でいろいろあったものを、今度は金融商品を一本化していく、こういう中で、いわゆる分離課税をすれば20%ですけれども、金融商品の一本化という形で、税にかかわる軽減措置が図られてくると、こういう内容もあるわけですが、そうした金融商品の一本化についてどのような御審議があったのか、説明・答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 11番、総務常任委員長。

○11番（笹野康男君） 伊藤委員のおっしゃられることに関しても、一切質問はございませんでした。

以上です。

私の所見を申すわけにはいきませんので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情5件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第54号議案 幸田町税条例の一部改正について、第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、第56議案につきましては、採決に参

加できない立場から、討論をさせていただきます。ことし3月に国会で成立した税制改正を受けたものであり、あわせて討論をいたします。

提案をされております一部改正は、金融所得課税の一体化の一環で、証券投資、公社債等の金融商品化における損益通算範囲の拡大であります。

現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、今回、改正で、公社債及び公社債投信の利子・配当も通算できるようにしたものであります。

先進諸国のアメリカ・イギリス・フランス・ドイツでは、譲渡所得の範囲が原則となっており、株式譲渡損を配当と利子と制限なく相殺できるのは日本だけであります。今回、その範囲をさらに広げて、株式譲渡において損をした分の通算範囲を拡大するというのは、富裕層の税負担を著しく引き下げるもので、特別に優遇措置をすることは格差拡大を促進することになり、私ども日本共産党は反対であります。

よって、この二つの議案に共通する税条例の改正に反対するものであります。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第3号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。まず陳情第3号、第4号、第6号、第7号について、付託された委員会で採択に加われない立場から、本会議において態度を明らかにし、賛成の立場から討論に参加をいたします。

安倍内閣の経済政策であるアベノミクスの1年の決算は、大企業にはもうけをもたらし、庶民には痛みを押しつけたというのが結果であり、国民の生活不安が広がっております。大企業がもうけを上げて、家計には波及をしております。

日本リサーチ総合研究所が2カ月ごとに行っている消費者心理調査によりますと、10月の生活不安度指数は148で、2調査連続で悪化しています。消費税が来年4月に8%へと増税をされます。増税前の駆け込み需要が拡大しているものの、反動減への不安は深まっている状況であります。

安倍政権は、消費税増収分は全額社会保障の財源に回すとともに、増額によって日本経済や国民の暮らしが痛めつけられないように配慮をすることでありますが、来年度予算の大枠が固まった今、そうした消費税増税の口実がうそであることが浮き彫りとなってきております。来年度、税制改正大綱でも盛りだくさんなのは大企業への減税であります。増税の口実が破綻している消費税増税はきっぱり中止すべきと求めるものであります。

陳情の項目の内容は、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充に向けてのものであり、国民の切実な願いであります。国や県に対し充実を求めていくためにも、この陳情に賛成をし、国・県に意見書を提出していくために採択を求めるものであります。

陳情第4号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める陳情書であります。

今回の見直しは、効率化・重点化によって介護保障を削減する方向であり、社会保障と税の一体改革を進めるものであります。

厚労省の社会保障審議会の部会がまとめた介護保険制度の見直し案は、来年の通常国会予算に盛り込まれるのは、再来年度以後になります。まさに、保険あって介護なしと言われる要支援は対象外とするものであります。

現在、要支援1・2か要支援1から5と認定された人は、介護保険によるサービスを受けられます。しかし、国は、要支援者全国で150万人に対する訪問介護と通所サービスを保険給付から外し、サービスを受けられる保障をなくします。両方で要支援者向けサービス費用の6割を占めるものが削減をされるわけであり、サービスの内容や人員、運営、単価に関する全国一律の基準を一挙に取り払い、市町村の事業に委ね、費用を削減をする狙いであり、

また、ボランティアなどに肩がわりをさせて安上がりにするなど、中身が知られば知られるほど反対世論が広がり、利用者や地方自治体、事業者などから批判や懸念が相次いでおり、地方の議会の意見書も次々と提出をされております。

高齢者の介護を社会から支えるという介護保険制度の根本を守り、サービスの継続を保障するため、賛成をし、国に意見書を提出するよう求め、賛成討論とします。

陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書についてであります。

自民党は、従来から高校無償化をばらまきだと批判し、総選挙でも所得制限の導入を公約として掲げ、年収910万円以上の世帯を除外することにいたしました。

高校無償化は、2010年度から社会全体の負担により、生徒の学びを支えるためとして実施をされてまいりました。教育の無償化は世界の流れであり、高校の教育費はOECD加盟国のほとんどの国で無償化されております。生徒たちにとって同じ条件で学ぶことは、教育効果上必要であります。

しかし、愛知県下の3分の1の生徒は、私学に通わざるを得ないなど、公教育として重要な役割を私学が担っており、私学の果たす役割は重大であります。

国公立高校無償化と合わせ、私学にも一定の就学支援金が支給されたものの、額が少なく公私間格差があること、特定扶養控除の縮減により負担増となる世帯への対応など、制度の拡充を進めることが求められております。

私学では、最大50万円の学費負担が残るなど、過重な学費負担のため、退学や滞納する生徒が増加している現状のもとで、学校選択の自由や教育の機会均等を著しく損なっていると主張しております。国だけでなく、愛知県に対しても助成の拡充を求めていることが必要であります。

幸田町の私学助成は、年額1万2,000円であります。これは、助成制度開始以来据え置きとなっているものであります。

西三河の9市1町平均の金額ではありますが、刈谷市1万8,000円、豊田市1万5,000円、所得制限なしで支給をされております。

また、安城市や高浜市などは、所得に応じて2万4,000円から1万8,000円が

助成されるなど、低所得階層に配慮しております。父母の負担軽減で学費の公私格差是正のため引き上げが必要ではないでしょうか。

幸田町議会としても、住民の陳情を酌み取り、採択すべきと求め、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

7番、池田君。

〔7番 池田久男君 登壇〕

○7番（池田久男君） おはようございます。

私は、第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）、それと第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の歳出について、賛成の立場から討論に参加いたします。

第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）でございますが、平成26年度からの5年間を合同会社筆柿の里・幸田に指定管理者として、平成25年9月3日の選定委員会で決定いたしました。内容は、4年間赤字を出さず順調に運営してきた実績を評価されました。

確かに、平成21年度の開所時から平成24年度10月末までに約157万人、年平均41万人、売り上げについては、産直、自動販売機などで3億5,000万円から4億5,000万円となっております。地元の生産農家の皆さんが毎日多くの野菜・果物・米などを出荷していただくことは、皆さん御承知でございます。そのおかげで、道の駅が幸田町地域振興施設とも地域の活性化、地域農業の振興の役割を十分果たしていると考えております。

その反面、課題もあります。私は、役員体制でございますが、早急に見直す必要があり、経営のノウハウを持った経営力のある人の外部参入、新しい知恵が必要不可欠であると考えております。早期に実施される方向で御尽力いただくことを要望いたします。

次に、第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）の歳出でございます。

初めに、合併60周年記念事業でございます。幸田町子どもの歌製作委託料250万円、これは歌手の加藤登紀子さんが歌をつくっていただくための委託料でございます。加藤登紀子さんと言えば、知床旅情で有名で、いつのときでもこの歌を聞くことができます。

目的でございますけれども、大人になり町内外で活躍された人、される人、どこにいても心ふるさと幸田町を愛する人であってほしいとの郷土を愛する心を歌を通じて創設するという目的でございます。

イメージは、いつまでも豊かな自然の中で優しい風を感じる心のオアシスである幸田

町をということでイメージされました。大人になっても、口ずさむ歌とするものであります。

各家庭での親子の合唱が聞こえるまちを目指すものであり、いつでもどこでも親しみを持って気さくに歌っていただくことで、あらゆる機会を捉えて町民の皆様にお知らせをしていただき歌っていきたいので、ぜひつくっていただくことを要望いたします。

また、現在ある幸田町歌にしても見直しをしていただき、町民参加で、現在幸田町歌として一考を願いたいと思います。そして、大きな歌の輪を広げていただくことを望んでおります。

次に、防犯活動推進事業でございます。

防犯カメラ設置工事費100万円でございます。県道美合幸田線に2基設置する計画であるが、場所については、岡崎の警察署と相談して決定する予定でございますが、町長年頭の言葉でありますように、安全で安心な住みよいまちの実現に向けて力強いメッセージを発せられております。本町の安全・安心のため、早急に設置いただきたいと思っております。そして、住民の安全を第一に考えていただくこと。

なお、他の危険場所も幸田町内にはたくさんありますので、あわせ要望し、賛成討論を終了といたします。

〔7番 池田久男君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ほかに、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情5件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第54号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 土地の処分について（特別養護老人ホームつつじヶ丘用地）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 指定管理者の指定について（幸田町地域振興施設）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 平成25年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第3号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第5号は、採択することに決しました。

次に、陳情第6号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第6号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第7号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について、説明を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出をいたします。

平成25年12月24日

提出者	幸田町議会議員	丸山千代子
賛成者	幸田町議会議員	中根 秋男
	〃	〃
	〃	都築 一三
	〃	〃
	〃	池田 久男
	〃	〃
	〃	浅井 武光

提案理由

国の私学助成の増額と拡充を求める必要があるからである。

意見書の（案）文をもって説明にかえさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書（案）

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒一人あたり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この4年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私間格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」が著しく損なわれている。

このような状況下で、平成22年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦し

み、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母、国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、政府においては、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月24日

愛知県額田郡幸田町議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

以上でございます。

[13番 丸山千代子君 降壇]

○議長(大嶽 弘君) 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案第4号について質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第4号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 質疑ないようですので、以上で議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案第4号について、討論に入ります。
まず、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
次に、原案賛成の方の発言を許します。
賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大嶽 弘君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。
議員提出議案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(大嶽 弘君) 着席願います。
起立全員であります。
よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決されました。
以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
お諮りいたします。
今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。
よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
これにて、平成25年12月2日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 9時49分

○議長(大嶽 弘君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。
町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 今定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。
議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る12月2日から本日まで23日間の長きにわたり、大変御多用中にもかかわらず、終始、御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分に留意いたし、今後の行政の執行に生かしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、9名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたの御意見も時宜を得た内容で、その都度答弁させていただきましたが、さらに検討を加え、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、6点ほど御報告と御案内等を申し上げたいと存じます。

まず、1点目でございます。予算編成についてでございます。

現在、財政が大変厳しい状況の中でありますけれども、新年度に向けた予算編成作業が佳境を迎えておりますが、財政力の弱い普通交付税交付団体との格差是正を大義名分に国の財政不足解消を不交付団体に背負わせるため、法人町民税の一部国税化が税制改正大綱に盛り込まれ、新年度より実施されることとなりました。

景気回復により、やっと本町にも明るい兆しが見え始めているところでありましたが、これにより、将来にわたり税収の大幅な回復が見込めず、厳しい財政状況となることが予測されます。

このような中ではありますが、今ある財源を有効に活用して、町民の皆様にも少しでも喜んでいただける施策に取り組み、明るい未来を築けていけるよう努力してまいりますので、議員各位の御協力をお願いを申し上げます。

2点目は、菱池遊水地計画の具体化についての件でございます。

菱池遊水地につきましては、平成20年8月末豪雨による堤防決壊から5年余りが経過いたしました。その間、愛知県では河川計画の基本計画を検討し、遊水地の用地捻出方法につきましては、地役権方式か買収方式のいずれかにするかを検討し、協議を進めてまいりました。

このたび、愛知県として地元の要望の強かった買収方式で進めていくことで決定し、その区域につきましても、約24ヘクタールということでございます。年明けの1月から、この24ヘクタールについての現況測量に入ると聞いておりますので、あわせて地権者への説明を行いながら、詳細設計や用地調査を3年程度かけて行い、用地の買収の準備を進めていくこととなりましたので、御報告させていただきます。

3点目は、企業立地に関する件でございます。

平成20年に須美工業団地に進出されました株式会社アピックスが12月16日の株主総会において、安城市安城町から幸田町大字須美に本社を移転することが決議され、新たに幸田町を本社とする企業がふえることとなりました。

また、町外の自動車部品製造企業からも須美南部地区に工場を建設することを決定したと報告を受けております。

このほか、産業競争力強化法案の可決、成立を受け、今後、国内企業の設備投資や企業立地が想定される中、今月7日に久保田の凧山開発推進協議会設立が住民主導で行われ、地区の活性化となる企業誘致を目指されることとなりました。

今後も町民の皆様への御理解・御協力をいただきながら、企業立地を鋭意推進し、町財

政並びに雇用の安定を目指してまいりますので、議員の皆様方におかれましても御協力のほど、切にお願いを申し上げます。

4点目は、幸田相見特定土地区画整理組合の街づくり区画整理協会会長賞受賞と、保護司である加藤雅敏氏の法務大臣表彰及び文化協会会長高須 悟氏の地域文化功労者表彰受賞の件でございます。

幸田相見特定土地区画整理組合におかれましては、土地区画整理事業の推進に顕著な功績があったとして、街づくり区画整理協会会長賞を、またあわせて個人の部では、内田 等理事長が会長賞を、鴨下利幸・成瀬克巳両副理事長が功労賞を受賞されました。内田理事長初め役員の皆様におかれましては、受賞、まことにおめでとうございました。

また、岡崎保護区保護司会の幸田部会加藤雅敏氏におかれましては、長年の保護司活動の功績に対し法務大臣表彰を、高須 悟氏におかれましては、長年にわたり地域の芸術・文化の発展に貢献され、文部科学大臣から地域文化功労者表彰を受賞されましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

続きまして、5点目でございますが、町営住宅にかかわる住宅明け渡し訴訟の件でございます。

さきの第3回定例会において議決を得て、10月7日に名古屋地方裁判所岡崎支部へ訴訟提起をいたしました建物明け渡し請求事件につきまして、12月3日に口頭弁論が終結し、同月の19日に判決言い渡しがあり、原告側の主張どおり、「被告は建物を明け渡せ」との趣旨の全面勝訴の判決となりましたので、御報告いたします。

判決書につきましては、届き、用意が整い次第、議員各位に配付いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、この判決について、被告側が控訴すれば、名古屋高等裁判所にて控訴審となり、控訴しなければ判決が確定するわけですが、判決確定後も明け渡しをしない場合には、民事執行法に基づく強制執行の申し立てを名古屋地方裁判所に行い、執行官による強制明け渡しの手続きを進めていくこととなります。今後の動向を注視していくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

6点目、最後でございますけれども、新年のイベントの件でございます。

年明けになりますと、凧揚げまつりが1月12日、また1月13日には成人式、そして新春駅伝、ファミリージョギング大会が26日に開催をいたします。御参加いただき、支援・御協力のほど、お願いを申し上げます。

ことしも、あと残すところ1週間ほどで終わるわけでございますが、年の暮れから年明けにかけてますます寒さが厳しくなると思われまします。議員各位におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、迎える年が幸田町と皆さんにとって期待の持てる明るいよい年でありますように御祈念申し上げ、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

大変御苦勞さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年12月24日

議 長 大 嶽 弘

議 員 酒 向 弘 康

議 員 水 野 千代子